

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

VI 権利闘争

2 最高裁裁判官国民審査運動

第一三回国民審査

一九八三年一二月一八日、総選挙と同時におこなわれた第一三回最高裁裁判官国民審査においては、安岡満彦、角田礼次郎、大橋進、木戸口久治、和田誠一、牧圭次の六裁判官が国民審査の対象となり、いずれも信任された。

国民審査結果を評価するうえでもっとも基本的な指標の一つは不信任の意思表示である×点比率であるが、今回の場合最高は角田礼次郎氏の一〇・八五%(五五七万票)、最低は、牧圭次氏の九・六七%(四九六万票)であり、対象六裁判官の×点比平均は一〇・二五%(五二四万票)であった。

司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議の取り組み

「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」(日本民主法律化協会、自由法曹団、総評弁護士などの法律家団体、社会党、共産党、総評、婦人有権者同盟などが構成団体)は一九七二年一二月一〇日実施の第九回国民審査以降、国民審査運動に取り組んでいるが、第一三回国民審査運動の総括にあたり、これまでの運動を通じて、国民審査の意義と課題を後記のようにまとめている。

【国民審査運動の意義と課題】

(1)最高裁裁判官に対する国民の罷免権を行使するかけがえのない機会として、憲法上保障された制度であること。

一党による半永久政権下で事前のチェックを一切受けないまま野放図になされる裁判官任命人事を弾劾し、不適格ないしその疑いのある裁判官を排除することは、憲法が保障する国民主権の発動である。

これを効果的に行うためには、任命の前後を通じ個々の裁判官の適否分析と点検を日常不断に行い、その結果を広く国民に公表していくことが必要である。

(2)最高裁の姿勢を正すための司法運動(裁判批判、司法反動阻止など)の重要な一環であること。

個々の裁判批判、司法反動化阻止の日常的たたかひの成果が問われる点で、国民審査はその総決算の意義をもつ。また、最高裁のあるべき方向(司法民主化の方策)とこれに背反する実態を国民に集中的に宣伝啓蒙するまたとない機会として国民審査が位置づけられる。

この点で、国民審査は、審査にふされる裁判官を通して、最高裁全体を裁く機会となるのである。

(3)制度改善ないし立法化要求の世論を喚起し、その展望をきりひらく可能性をもった機会であること。

国民審査制度の改善策(○×方式の採用、最高裁長官の付審査、棄権の自由の完全保障など)の提起や、最高裁裁判官の任命手続の民主化(任命における国民的チェックの導入)は、司法を国民の手にとり戻すための必須不可欠の課題である。

国民審査は、主権者たる国民が、右改善策及びその立法化の重要性について討論と認識を深める好機であり、私たちの運動は、このような対応を求められている。

(4)現行制度下で国民審査の実をあげるためには、独自の審査運動が不可欠であること。これまでの取組みの教訓から、国民審査を成功させるには、

a 独自の運動母体をつくって、宣伝カー、ポスター・ビラなど様々な手段・方法で司法反勸の実態と対象裁判官の問題性を広く国民に訴え、国民審査への関心を高める独自活動をきめ細かく行うこと。

b 棄権の自由を実質的に保障させるために各級選管交渉を重視し、入場券・審査公報・掲示ビラその他による棄権自由の周知徹底をはかること。

c 革新諸党や候補者に対し、選挙運動のなかで国民審査をとりあげるよう精力的な要請活動を行うこと。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
